

保健師とは、保健師助産看護師法第二条に、「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう」と定義されている。

1. 保健師の就業人数と就業場所

保健師の就業人数は、2010年末の54,289人から、2019年には64,819人に増加している。

保健所、市区町村、病院、診療所、居宅サービス等に就業する保健師が増加しているが、事業所に就業する保健師は減少している¹⁾。就業場所として多いのは、市町村(46.7%)、保健所(12.9%)、診療所(15.6%)、病院(9.9%)の順である¹⁾。就業保健師の増加は地方分権の進展による地域包括支援センターの設置や特定保健指導の充実、虐待防止対策等の法整備により保健師の活動領域が拡大していることによる。

就業保健師に占める男性の割合は、2010年末の54,289人の約1.3%(582人)から2018年には63,969人の約2.1%(1,352人)へと増加している²⁾。

2. 教育制度

保健師の養成可能人数の推移は図1の通りである。多様な場で養成が可能であるが、およそ9割が学士課程である。看護系大学では4年間の学士課程教育の中で、保健師と看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程として教育が実施されてきた。しかし、2008年、保健師助産看護師法の一部改正により保健師学校の修業年限が「6カ月以上」から「1年以上」に延長されたことや、2009(平成23)年、大学におけ

る看護系人材養成の在り方に関する検討会において、学士課程を看護師教育のみの教育課程とするか、保健師教育を含めた教育課程とするか、あるいは、希望する学生が保健師教育を選択できる教育課程とするか、各大学が自身の教育理念・目標に基づき選択できることが適当と提言され、その結果、保健師の選択制、あるいは大学院での養成への移行が起き、2020(令和2)年では14校で大学院で教育がなされている。養成可能人数の全体に占める割合はまだ1.1%であるが、将来的に地方自治体の保健政策への提言や統括保健師といった役割を発揮することが期待される。2020(令和2)年からは大学の専攻科2校でも養成が開始された(図2)。

保健師助産師看護師法第7条に「保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とあり、保健師免許は看護師免許を有することが要件となっている。保健師国家試験受験資格を得るには、指定を受けた学校で必要な学科を修める、もしくは、指定を受けた養成所を卒業する必要がある。学校や養成所を指定する基準は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以降、指定規則)にある。令和2年10月30日には保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布され、総単位数が28単位から31単位に増加した。

3. 看護教育行政における文部科学省と厚生労働省の役割

上述の指定規則は、文部科学省と厚生労働省の合同省令であり、教育内容や教育環境、教員数等について、各養成機関が守るべき最低基準を示したものである。改正の際には、文部科学省、厚生労働省が連携し、教育の見直しの方向性に係る検討が行われる。

^{*1} Public Health Nurse

^{*2} Yoshiyuki Takahashi 文部科学省高等教育局医学教育課

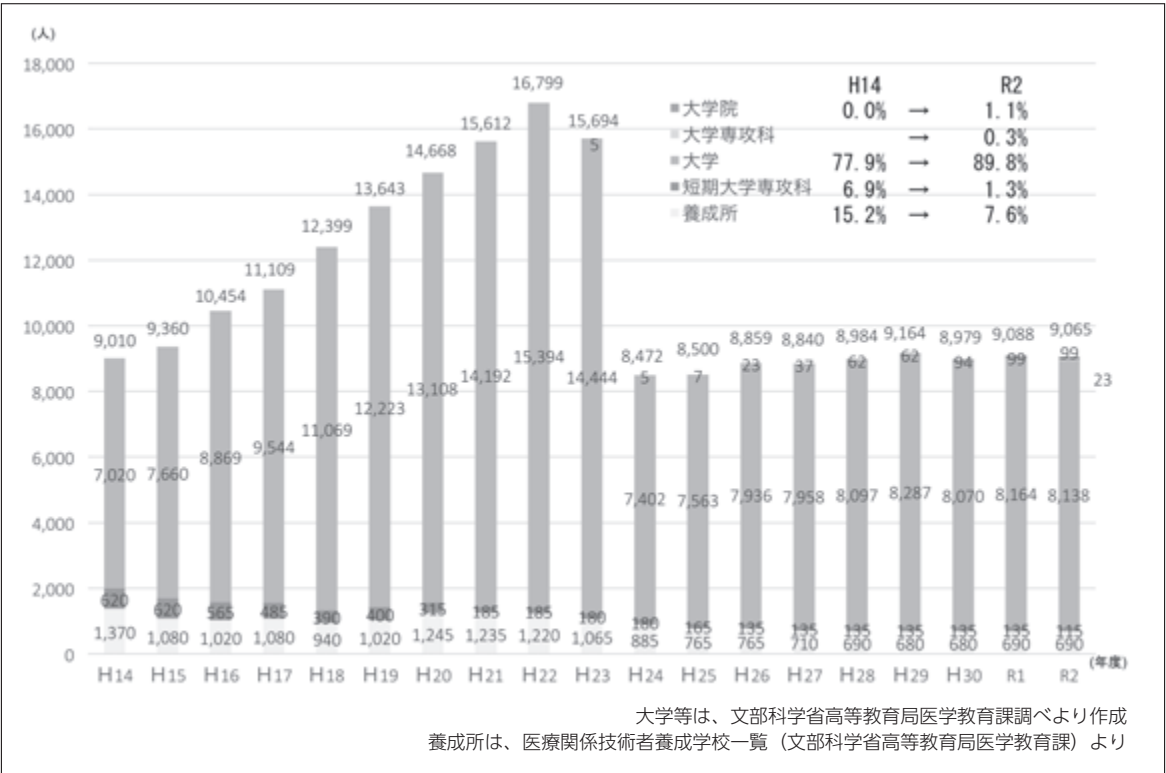


図1 保健師学校・養成所における養成可能人数の推移（令和2年5月現在）

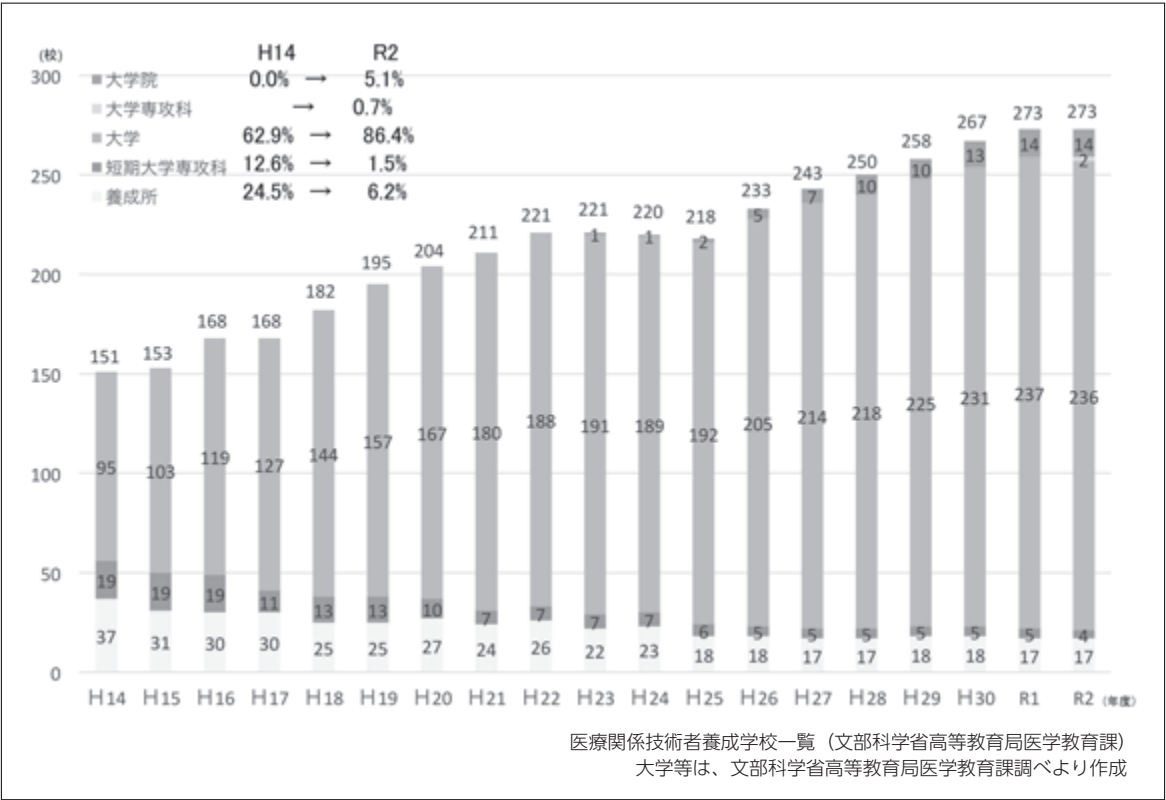


図2 保健師学校・養成所数の推移（令和2年5月現在）

4. 保健師の役割の拡大

保健師は、地域保健法、母子保健法、健康増進法、介護保険法、健康保険法、労働安全衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律、児童福祉法、等、様々な法令やそれらに基づく基準や指針に示される役割を果たしている。近年では児童虐待対策が社会的課題となり、2016年の母子保健法の改正や、2018年児童虐待防止対策体制総合強化プランの策定、2019年、児童福祉法の改正などの体制整備が図られ、2020年の児童福祉法の改正で、令和4年度から児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員として、児童相談所に保健師が1名以上含まれなければならないことになった。また、新型コロナウイルス感染症の最前線に立つ保健所に対して、厚生労働省及び総務省は、令和2年に新型コロナウイルス感染症の対応を行う保健所の恒常的な人員体制を強化するとして1.5倍の増員を公表している。

5. 保健師教育における今日的課題

保健師の活動は、地域社会に内在する健康課題や高度化する住民ニーズに的確かつ効果的に保健活動を展開することが求められている。そして、各種の保健医療福祉に係る計画の策定への一層の関与が期待されており、政策の企画・立案・実施・評価にかかる能力獲得の重要性が増している。

■文 献

- 1) 日本看護協会出版会編. 令和2年看護関係統計資料集, 日本看護協会出版会, 東京, 2021, p.4-5.
- 2) 前掲書 1), 12-13.
- 3) 総務省. 令和3年度地方財政計画の概要(令和3年1月), p.5. https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/chizai_01_00006.html (最終閲覧日: 2022.2.18)